

お客さま各位

山梨信用金庫

「貸金庫規定」の改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的監督指針」改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫規定を改正いたします。

なお、改正後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまにおかれましても、同様のお取扱いとなりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口へお問い合わせください。

記

1. 主な改正内容

- (1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加いたしました。
- (2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等でご申告いただくことを追加いたしました。

2. 改正日

令和 7 年 1 1 月 1 日

3. ご留意点

- (1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、今後、貸金庫をご利用の際に現金をお取り出しいただきますようお願いいたします。
- (2) なお、1. (2) に記載の書面「貸金庫借用に関する申告書」につきましては、1 1 月より順次、お届けいただいているご住所に郵送させていただきますので、お手元に届き次第ご申告願います。

規定改正に伴い、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。